

資格取得に関する研修等受講料貸付事業実施規程

(目的)

第1条 この規程は社会福祉法人五常会の人材確保及び職員の資質向上によるサービスの向上を図るために、介護福祉士等の資格取得に向けた支援において、実務者研修等の研修受講料の貸付に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(貸付金の対象)

第2条 貸付金の対象者は次の各号に掲げる要件を備えた者とする。

- 一 社会福祉法人五常会の職員であること、又は入職する意志があること
- 二 勤務態度が良好で協調性、向上心のある者
- 三 介護福祉士または社会福祉士の資格取得の意思があること

(貸付対象となる研修)

第3条 貸し付けの対象となる研修は原則として介護福祉士取得（実務者研修）、及び社会福祉士取得（養成施設研修）とし社会福祉法人五常会が認める研修とする。

(貸付額及び利子)

第4条 貸付額は次の各号を上限とし、職員本人と拠点長で決定する。貸付利子は無利子とする。

- 一 介護福祉士実務者研修においては受講料を限度とする
 - 二 社会福祉士資格取得に関する研修においては受講料の3分の2を限度とする
- 2 貸付は年度内に1度とする。
- 3 他の機関による助成金及び貸付金制度を利用した場合は、その交付金額を差し引いた金額を限度とする

(貸付の申請)

第5条 貸付を希望する職員は、研修申込書または決定通知書及び請求書のコピーを添付の上、申請書を所属長に提出するものとする。

- 2 虚偽の申請をした場合は、経過年数にかかわらず貸付額全額を返済するものとする。

(審査及び結果の通知)

第6条 拠点長は、申請内容を審査のうえ貸付の可否を決定し、理事長に報告するものとする。貸付が決定された場合には理事長の承認のうえ申請者に通知する。

(貸付契約)

第7条 貸付決定を受けた職員(以下「借受人」という。)は借用書を提出するものとする。

(貸付金の交付)

第8条 貸付金は原則として所属先より借受人の研修受講料の支払い日までに一括にて交付するものとする。

(返還)

第9条 借受人が、次の各号に該当する場合には、貸付金を一括又は月賦により返済しなければならない。

一 試験に合格し資格取得した者においては、3年以内に退職した場合、もしくは業務外の事由により死亡又は心身の故障により業務に従事できなくなった場合

二 試験に不合格し資格取得できなかった者においては、5年以内に退職した場合、もしくは業務外の事由により死亡又は心身の故障により業務に従事できなくなった場合

2 貸付金の返還は、前項各号に規定する事由が生じた日の属する月の翌日を起算日として次項に定めるところにより返還しなければならない

3 貸付金の返還は、借受人の就業期間及び資格試験合格により以下の表のとおりとする

	資格試験に合格した場合	資格試験に不合格の場合
1年未満に退職した場合	貸付金全額	貸付金全額
1年以上2年未満に退職した場合	貸付金額の3分の2	貸付金額の5分の4
2年以上3年未満に退職した場合	貸付金額の3分の1	貸付金額の5分の3
3年以上4年未満に退職した場合	—	貸付金額の5分の2
4年以上5年未満に退職した場合	—	貸付金額の5分の1

(返済責務の履行猶予)

第10条 借受人が災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由で返還が困難である旨の申し出があったときは、事情を調査の上履行期限の到来していない返済責務の履行を猶予することができる

(返済責務の免除)

第11条 借受人が次の各号に該当する場合には貸付金に係る返済責務を免除できるものとする

一 資格取得後引き続き3年間業務に従事した場合

二 資格取得出来ず5年間業務に従事した場合

2 前項の業務に従事している期間中に、業務上の事由により死亡又は心身の故障のため業務を継続することが出来なくなったときは、貸付金に係る返済責務を免除できるものと

する。

(勤務期間の計算)

第12条 貸付金の返還等の算定の基礎となる勤務期間の計算は、資格合格発表のあった年度末翌日から退職日の属する月までの月数による

(その他)

第13条 この規程に定める書類のほか、必要があるときは借受人に対し、貸付金の貸付の目的を達成するために必要な書類の提出又は報告を求めることができる。

2 この規程に定めるもののほか、施行に関し必要な事項は理事長が別に定める

附 則

この規程は、平成 30 年 3 月 23 日から施行する

様式 1

平成 年 月 日

資格取得研修等受講料貸付申請書

社会福祉法人五常会 理事長 様

所属

職種

氏名

資格取得に関する研修等受講料貸付事業に基づく受講資金の貸付を以下の通り申請します。

1 受講研修

研修名	
研修種別	1. 実務者研修 2. 社会福祉士取得養成研修
実施事業者	
研修（予定）期間	
取得を目指す資格	
研修受講費用	
他の助成金（貸付金） 制度の利用	[制度名]] 有 [交付機関]] ・ 無 [交付金額]]

2 貸付希望額

円

理事長	拠点長	所属長

様式2

平成 年 月 日

殿

社会福祉法人五常会
理事長 土屋大二郎

資格取得研修等受講料貸付決定通知書

この度申請のあった資格取得研修等受講料の貸付については、次のとおり貸付を決定したので、通知します。

1 研修名（研修主催者名）

2 研修（予定）期間

平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日

3 貸付決定額

_____ 円

様式 3

印紙

借 用 書

社会福祉法人五常会 理事長 様

金

円

研修の受講にあたり、上記の金額を借用しました。

資格取得に関する研修等受講料貸付事業実施規程に定められた諸条件を遵守するとともに、貸付金の返還が生じた場合には付された返還条件に従い確実に返還する事を誓約します。

平成 年 月 日

借受人 住所

氏名

印